

独立行政法人製品評価技術基盤機構の平成29年度の 業務運営に関する目標を達成するための計画(事業計画)

平成29年4月1日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

近年、我が国を取り巻く、急速な少子高齢化や、経済のグローバル化、イノベーションの進展といった国民生活や産業活動の変化の中で、機構は、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施するとともに、戦略的な広報活動を展開する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や、機構が有する専門的知見も活用し、企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献する。

製品安全分野では、製品事故の原因を究明し、再発防止と未然防止に貢献するとともに、原因究明から得られた知見を基に、事業者に対しより安全な製品の設計・製造・流通に繋がる情報の提供を強化するとともに、消費者に対しより安全な使用に繋がる情報の提供を強化し、社会全体の製品安全意識の向上を支援し、安全で豊かなくらしの創出に貢献する。

化学物質管理分野では、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境に影響するリスクの低減に貢献する。その際、法執行業務の適切な実施に加えて、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理に係る国内外の制度調査や製品を経由した化学物質リスク評価等の幅広い取組に挑戦し、より早い段階から価値ある情報を発信することによ

り事業者や消費者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。

バイオテクノロジー分野においては、微生物に係る遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献する。その際、産業界との連携を重視しながら、近年注目されているヘルスケア、エネルギー、環境等の分野への応用や我が国が伝統的に強みとして有している発酵技術の地域産業等での活用を含めるとともに、生物多様性条約下での海外産微生物の使用や国産微生物の海外への持ち出しといった国際的な課題への確に対応する。

適合性認定分野においては、工業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組みにおける活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。その一環として、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についても調査する。

国際評価技術分野においては、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における評価技術の開発や認証基盤の整備を通じて、国際競争力強化に貢献する。また、電力システム改革後を見据えた電気保安規制のあり方に関する国の検討を支援することで、将来的な保安水準の維持・向上に貢献する。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの期間における年度目標を達成するための計画は以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I-1. 製品安全分野

経済産業省による製品安全施策の下、機構は、製品事故の原因を究明し、その結果を、同種の製品事故の再発防止と未然防止に向けて活用するため、経済産業省や事業者・消費者への情報提供を行う。加えて、機構が保有する製品事故情報と民間機関が保有する情報を関係させ、製品事故の原因究明に資することにより、事故未然防止対策の高度化を図る。

また、製品の製造・輸入から消費に至る一連の関係者と連携し、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上へ向けた取組を実施する。

さらに、リスクアセスメント(※)による安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全文化を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、企業等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な設計による製品が普及する社会を支える。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による製品安全分野の取組について、事業者や産業界をはじめ、国民に向けた情報提供にも努める。

(※リスクアセスメント:製品を企画・設計する段階でそれらが製品として使用される状況を想定することで発生が予想される危険源や危険な状態を特定し、その影響の重大さを評価し、それに応じた対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高める手法。)

1. 国の法令業務等に対する支援

(1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析

ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に実施する。

【指標】

・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 915件

※全件実施:主務省からの指示・要請、事業者からの申請等件数に対し、全数を実施(以下同様)

イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査につ

いて、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

【指標】

・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 915件(※)

※重大製品事故1件につきアと同時に指示があるため、実施件数はアに同数となる。

ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

【指標】

・非重大製品事故の原因究明調査実施件数(非重大製品事故として受け付けた全数を実施)

(参考)過去3年平均 2,431件

(2)事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組

事故調査から得られる技術的な知見を踏まえた事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における事故原因不明率の減少、原因調査期間の短縮等、製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につなげる波及効果の高い取組を行う。【難易度:高】

(理由:これまでの事故調査で得られた知見、経験と新たな技術的視点を加えて、製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い事故原因究明手法を、速やかに開発・確立することは難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案について、リスク分析、実証試験等を行い、その結果を経済産業省及び事業者へ報告し、注意喚起を行う。

イ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。

この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を積極的に活用するものとする。

【指標】

・収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数(10件)

(3)立入検査・適合性検査等

- ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 256 件
- ・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数(製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施)
(参考)過去3年平均 25 件

(4)技術基準整備の推進

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

具体的には、以下の業務等を実施する。

- ア 経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る整合規格(※)の整備等を支援する。

【指標】

- ・整合規格案の技術評価件数(全件実施)
(参考)平成26年度実績 14 件、平成27年度実績 26 件(平成26年度から電気用品安全法に係る技術評価を実施)

(※整合規格: 各法律の性能規定化された技術基準省令に整合している JIS 等の規格。)

イ 電気用品に係る国際規格等の動向を把握しつつ、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法の規制対象範囲の適正化等について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体の意見をとりまとめ、経済産業省に報告し、製品安全に係る制度のスマート化を支援する。

(5) 海外関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化に向けて、米国消費者製品安全委員会(CPSC)、中国検疫検疫科学研究院(CAIQ)、台湾経済部標準検験局(BSMI)、欧州委員会(EC)等の海外関係機関と連携し、リコール情報や海外の製品安全情報の共有、実務者の人材交流を行う。

具体的には、海外関係機関に対して、現地で製造された製品の日本国内リコール情報を提供することで、海外関係機関による各国内の製品安全の取組により、日本に輸入される製品の安全性及び事故未然防止を図る。

また、米国消費者製品安全委員会(CPSC)と実務者の人材交流を図り、製品安全の知見、技能の共有を図ることで、互いの技術基準・規格への反映を通じて、安全な製品の流通と製品事故の迅速な再発・未然防止を図る。

さらに、日台製品安全協力覚書に基づき、台湾経済部標準検験局(BSMI)と定期的な事故情報、リスク評価、事故原因究明に係る情報共有及び研修プログラムの実施等を行うことで、再発、未然防止に係る製品安全施策の実施強化を図る。

国際消費者製品健康安全機構(ICPHSO)の国際会議に参加し、日本の製品安全の取組を紹介するとともに、参加各国との意見交換を行い、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。

【指標】

・海外関係機関からの情報収集及び経済産業省等への情報提供件数(24件)

(参考)内訳:

毎月1件(海外製品安全情報の経済産業省への提供)

毎月1件(海外リコール情報の経済産業省への提供)

2. 事業者による製品安全活動の推進

(1) 事故が発生する以前の予兆情報等を活用した未然防止対策の推進

事故調査から得られる技術的な知見を活用し、機構が保有する事故情報を基に作成した事故発生シナリオと事業者が保有する予兆情報等を照合し、予測される危害の程度や事故発生の可能性等の情報を事業者に提供する。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防

止に向けた自主的な取組を促進する。

具体的には、事業者の保有する故障等の事象と機構がまとめた事故発生シナリオを照合し、製品事故との関係性を明確化して、未然防止を図るための情報を提供する仕組みを開発することを目指す。【重要度：高】【難易度：高】

(理由：事業者の保有する予兆情報等と事故発生シナリオを照合し、事故発生との関係性を明確化・体系化することは、重要度の高い取組であり、事故原因究明から得られる知見を基に、速やかに事故発生メカニズムを整理し、一般化した事故発生シナリオにまとめることは、技術的に難易度が高い。)

(2) 技術基準・規格等の整備、作成支援

事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、経済産業省や関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。

【指標】

・技術基準・規格等の提案に資する取組件数(3件。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案につなげるよう努めるものとする。)

(3) 事業者による製品安全レベルの向上に資する取組

事業者により、より安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。

具体的には、事業者の製品安全レベルの向上に資する取組として、使用者特性・ライフサイクルを考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報、販売・流通事業者が持つクレーム情報の分析結果等について、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

【指標】

・事業者向けの製品安全に関する情報提供件数(28件。なお、問合せ等に対しても積極的に情報提供を行う。)

(参考)内訳：2会場各1件(業務報告会)、2会場各1件(社会人講座での講座開設)、毎月2件(製品安全情報マガジンの発行)

3. 消費者による製品安全の取組のための支援

消費者により、より安全な製品の使用を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。

具体的には、消費者の製品安全レベルの向上に資する取組として、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて提供する。

また、製品安全教育への取組として、これまでの小中学校に限らず、大学と連携し、近い将来、

製品の設計、製造、販売に携わる人材の教育を行い、もって安全な製品の普及を図る。

さらに、広報室によるソーシャルメディアを使った情報提供について、製品安全に係るコンテンツの提供等、積極的に参画することで、若者世代を中心とした消費者に向けた製品安全情報を提供し、安全啓発、注意喚起を推進する。

【指標】

- ・消費者向けの製品安全に関する情報提供件数(26 件。なお、問合せ等に対しても積極的に情報提供を行う。)

(参考)内訳:毎月 1 件(プレス発表)、12 件(製品安全セミナーへの講師派遣等)、2 件(製品安全教育への取組)

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、製品由来によるものを含めた化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質や製品開発の促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による化学物質管理分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報発信にも努める。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行・執行支援業務

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。

(1) リスク評価・新規化学物質の事前審査等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。

(※ スクリーニング評価・リスク評価: スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、優先評価化学物質を対象に第二種特定化学物質の該当性を判断するための評価。スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれる。リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、取扱い情報の報告を求めるべき用途について判断するための「リスク評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。)

具体的には、以下の業務を実施する。

①化学物質のリスク評価等

ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

【指標】

・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数(全件実施)

(参考)過去2年平均 9,560件(一般化学物質)、232件(優先評価化学物質)(平成26年度から実施)

イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質(以下「優先評価化学物質」という。)のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3省」という。)に提供する。

【指標】

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数(全件実施)

(参考)過去2年平均 6,940物質(スクリーニング評価)(平成26年度からカウント方法を変更)、過去3年平均 150物質(リスク評価Ⅰ)

・リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数(全件実施)

(参考)過去2年平均 5物質(平成26年度から実施)

②新規化学物質の審査・確認等

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。

具体的には以下のとおり。

・新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。

・分解性及び蓄積性に関する構造活性相関(※1)手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。

・経済産業省の指示に基づき、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認を実施する。また、教育訓練等を行うとともに、国際調和を図るため、経済協力開発機構(OECD)の活動へ積極的に参画し、情報収集を行い、基準適合確認を実施するためのマニュアル等を見直す。

【指標】

- ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 360件
- ・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数(全件実施)
(参考)過去3年平均 285件
- ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 3件

イ 経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等(※2)の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。

【指標】

- ・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 36,366件(少量新規)、222件(中間物等)

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、中間物等と少量中間物等の申出記載例の改正と公表を支援し、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成と中間物等と少量中間物等の立入検査マニュアル等を修正する。

【指標】

- ・化審法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 31件(中間物等)、12件(少量新規)

(※1 構造活性相関：物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性(生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等)との相関関係。)

(※2 少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等：新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における合計数量が1トン以下のもの。中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物のうち、その年度ごとの製造(輸入)予定数量が1トン以下のもの。)

(2)化学物質公示名称原案の提供

化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、公示名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。

【指標】

- ・新たな化学物質の公示名称原案作成物質数(全件実施)
(参考)平成27年度実績 化審法229件、安衛法972件(平成27年度からカウント方法を変更)

(3) リスク評価の加速化及び新規審査・確認制度の合理化への取組

豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認制度の合理化に取り組む。【難易度：高】

(理由：効率的かつ先駆的な評価手法を確立することや、制度・運用の更なる合理化の実現に向けて、関係省庁や有識者間で調和の取れた合意形成を図るための科学的情報を提供することは、難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。
- イ 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、経済産業省の少量新規申出システムの開発に関して、経済産業省へ技術的な情報の提供・提案等を行い、その実現を図る。
- ウ 分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法において、適切な国の審査の実施に向け、新規化学物質の審査への適用範囲拡大について検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。経済協力開発機構(OECD)の活動等に参画し、情報収集を行い、国や事業者への情報発信を行う。
また、反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。
- エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案するとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。

(4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を収載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。
- イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース(J-CHECK)を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

(5) 化学物質管理手法等の国際調和の推進

化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理

の実施に向けた活動を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済協力開発機構(OECD)の暴露評価タスクフォースへ参画し、化審法リスク評価に用いる用途分類や化学物質の環境中への排出係数の国際整合化を目指すと共に、情報の収集・発信を行う。

2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行等を支援する。

(1)化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。

(※PRTR: Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。)

①事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTRデータの確認・集計を行い、結果を国に提供する。

【指標】

・PRTR データ集計の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 36,017 件(届出データの記録・集計件数)

イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム(ソフトウェア)、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

②解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、その結果を公表し、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。

【指標】

・PRTR データの解析の実施件数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 12 物質(自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数)

イ PRTR マップ(※)を的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行い、事業者等における化学物質の適切な管理目標の策定の支援や事業者の地域住民との対話を支援する。

ウ PRTR データの活用方法を検討し、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。

エ 経済協力開発機構(OECD)の PRTR タスクフォースへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際整合化を図る。

(※PRTR マップ: PRTR マップは、化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web サイト上で閲覧が可能。)

(2)化兵法の執行業務

化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、

経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 23件(国際機関による検査への立会い実施件数)、2件(実態調査件数)

- ・化兵法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 7件

イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。

また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

ウ 化学兵器禁止機関(OPCW)の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。

3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

(1) 化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースにおける情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)の更新を迅速かつ的確に行い、国民や事業者等が信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

また、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD(※1))の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和と企業のイノベーションの推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP(※2))を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、平成 28 年度に実施した実態調査の結果等を踏まえ、デ

一々の整備等を実施する。

【指標】

・化学物質総合情報提供システムにおける検索回数(279 万リクエスト/年)

イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、平成 28 年度に実施したウェブユーザーアンケートの結果等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。

ウ 事業者による化学物質等安全データシート(Safety Data Sheet: SDS)や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS(※3)分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。

【指標】

・3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 179 物質

(※1 AJCSD: ASEAN Japan Chemical Safety Database 日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を収載し、提供するシステム。平成 28 年度より機構が運用機関として本格運用を開始した。)

(※2 NITE-CHRIP: CHemical Risk Information Platform 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を収載し、提供しているシステム。現在約 20 万物質の情報を収載している。)

(※3 GHS; The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム): 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート(SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。)

(2)国内外の動向調査・分析等による合理的な評価手法や制度の構築への取組

国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化審法等の制度構築や運用の合理化、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。また、新規化学物質・製品の開発促進や貿易拡大等、「健全な企業活動の支援」と「国民生活の安全の質的向上」との両立に向けて、効率的な評価方法等の確立・運用の実践や関係省庁、有識者及び事業者間の合意形成に資する技術的支援等に取り組む。

なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。【重要度:高】【難易度:高】

(理由:新規化学物質・製品の開発促進等の化学産業の健全な発展に向けて、先駆的な評

価手法の開発及び合理的かつ新たな制度の構築を実現することは大変困難であるため難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 法制度の背景、実際の運用等を調査し、合理的な化学物質管理制度構築の検討や運用等に係る情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理行政において重要度が高い事項について経済産業省と協議し、化審法の新規化学物質審査の特例制度の改正に対応する新たな運用の構築等に関する技術的支援等に取り組む。

イ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。

なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。

ウ アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。

また、我が国における産業界の具体的なニーズを踏まえた情報提供を行う。

エ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。

(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 平成28年度に作成したリスクコミュニケーションガイドの普及を促進するため、パンフレットや説明会等を通じて積極的な情報発信を行う。また、化学物質管理以外の分野を含めたリスクコミュニケーションで行われている手法や現場の状況等について調査し、リスクコミュニケーションガイドのアップデートを図る。

イ 地方自治体との協力により、機構が提供する化学物質管理情報を地域の環境行政に活用

する方法の普及、実践を図る。

- ウ 社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナー等において、化学物質管理に関する情報発信を行う。

I-3. バイオテクノロジー分野

経済産業省によるバイオ政策の下、微生物等の生物遺伝資源や生体物質等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物多様性条約等に関する国際対応、生物遺伝資源や生体物質等の利用の安全性評価及び情報発信、微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲等を実施する。

また、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、我が国の強みを活かしたバイオ産業の新たな発展を促進するとともに、生物遺伝資源や生体物質等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、中小企業・ベンチャー企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。

なお、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構によるバイオテクノロジー分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

1. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。

【指標】

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 220件

(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

【指標】

- ・GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 1件

(※GILSP(Good industrial Large Scale Practice)遺伝子組換え微生物: 特殊な培養条件下以

外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。)

(3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 12件

(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

また、バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明に関して、製品安全分野からの依頼に基づきその原因物質を解析する。また、必要に応じて、製品安全分野が化学物質管理分野の化学物質に関するリスク評価技術を活用して実施する事故原因究明技術の高度化に協力するとともに、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報提供を行う。

【指標】

・製品事故の原因物質解析の実施件数(生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)

(参考)過去3年平均 18件

イ カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。

ウ 防腐剤、タンパク質由来成分等の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へその結果を提供する。

【指標】

・分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数(2件)

エ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法を業界団

体と連携して開発し、ISO/TC38/WG22(繊維/化学分析)の国際標準化会議において、ISO国際標準化に貢献する。

【指標】

- ・生体由来製品の鑑別方法に係る標準原案(改正案を含む)の作成件数(2件)。

(5)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

具体的には、有害菌リスト等の微生物の安全性や安全な取扱い等に関して、ホームページ等を通じた情報提供を行う。また、微生物の有害機能が検索可能なデータベースを構築する。

2. 生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

(1)生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関(BRC)を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。【重要度:高】【難易度:高】

(理由:生物多様性条約に基づく遺伝資源の利用条件等を定めた名古屋議定書の批准国が急速に増加して平成28年度末までに80カ国以上に達しており、我が国においても同議定書に則した新たな移転の枠組みを整備することが急務の課題であるが、諸外国の規制制度や技術レベルに応じて生物遺伝資源の国際移転の条件に関する交渉等が必要となり、重要度、難易度ともに高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、日本の事業者による産業有用な生物遺伝資源の探索と日本への移転等を支援するための共同事業を実施する。

【指標】

- ・二国間協力のための共同事業実施国数(6ヶ国)

イ 企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源を簡便に利用できるように、アジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みを構築する。

【指標】

- ・生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築国数(1カ国)

ウ アジア間での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、(ACM※)を通じて積極的な情報交換や議論を行う。

【指標】

・ACMにおける情報交換を実施する機関数(9 機関(7 カ国・地域))

(※ACM: Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources; 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム)

(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。

また、生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについては、ホームページを通じ広く情報提供する。さらに、平成 27 年度に開設した生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口寄せられた問合せに対応する。

【指標】

・生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供(6 つの国・地域。なお、その際、国別の関連法等に加え入手プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供に努めるものとする。)

イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、生物遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発行等我が国における提供国措置について検討する。

3. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

【指標】

・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 285 件

4. 生物遺伝資源の産業利用促進

我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。

また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。

(1)微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加

生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外のBRCとの交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

【指標】

・微生物遺伝資源の増加数(産業界からのニーズ等を踏まえ、300株)

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。

ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーに対し微生物遺伝資源を的確に提供(分譲)するとともに、機構に対する満足度調査を行う。

【指標】

・微生物遺伝資源の提供数(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)

(参考)過去3年平均 8,407株

エ 機構が微生物遺伝資源機関として実施している微生物遺伝資源の受入れ及び提供において、生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度を実施する。

オ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276等の国際標準化会議において、バイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関するISO国際標準化に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。

カ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース(MiFuP(※1))の機能を活用し、微生物の毒素生産能等に関する遺伝子情報を登録することにより微生物の有害機能が検索可能なデータベースを構築し、また、医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT(※2))等により微生物遺伝資源の遺伝子情報を提供する。

【指標】

・微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの遺伝子情報の登録数(34種類)

(※1 MiFuP: Microbial Functional Potential)

(※2 DoBISCUIT: Database of BioSynthesis clusters CUrated and InTegrated)

(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援

バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。【重要度:高】【難易度:高】

(理由:生物遺伝資源利用促進支援は、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等に資するものであり、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。)

さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物遺伝資源を統合・相互利用できるプラットフォームの整備に向け、生物遺伝資源の提供及び利用に係る制度のあり方について検討する。

イ 企業との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を支援する。

【指標】

・微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組支援数(7件)

ウ 微生物遺伝資源を活用した地域産業振興のため、必要に応じて経済産業省等の支援制度や公設試ネットワークを活用し、地域微生物資源を含む微生物遺伝資源を活用した商品化等へ向けた技術的支援を行う。

【指標】

・微生物遺伝資源を活用した地域産業振興支援数(2件)

エ 新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題を解決するための技術的支援を行う。なお、国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力に資する微生物遺伝資源に関する情報提供も行う。

【指標】

・共通課題解決のための技術的支援数(1件)

オ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

【指標】

・生物遺伝資源のバックアップ保存数(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)

(参考)平成26年度実績 245株、平成27年度実績 1,974株(平成26年度から実施)

カ 微生物の培養や保存などの取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

【指標】

・問合せ対応件数(電話、メール等で相談を受けた全数を実施)

(参考)過去3年平均 1,957件

(3)産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。

具体的には以下を実施する。

ア 実習を伴う講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

【指標】

・生物遺伝資源の利用促進に資する講習会や小中高校生とその保護者等向けの普及啓発活動の実施(3件)

イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

【指標】

- ・業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数(10件)
(参考)内訳 6件(メールマガジンの発行)、4件(展示会・学会等の出展)

I-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験機関、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。

また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。

さらに、政策的・社会的な必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時適確な基盤の構築による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に貢献する。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点も含め、新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構による認定分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等

(1) 試験事業者の登録・更新

工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。

【指標】

・JNLA 登録・更新審査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 70件

(2) 登録試験事業者に対する立入検査等

JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA 試買検査)を的確に実施する。

【指標】

・JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 7件(立入検査)

(3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の作成を行う。

(4) 国際相互承認に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する定期検査を的確に実施する。

【指標】

- ・国際相互承認に対応した試験所の認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 27件(定期検査)、認定審査は(1)の内数に含まれる

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

(1) 校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)における校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・JCSS 登録・更新審査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 112件

(2) 登録校正事業者に対する立入検査

JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・JCSS 立入検査の実施件数(全件実施)

(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

【指標】

- ・MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 32件(認定・更新審査)、32件(フォローアップ調査)

(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査

MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・MLAP 立入検査の実施件数(全件実施)

(5) 国際相互承認に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認に対応した校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。

【指標】

- ・国際相互承認に対応した校正事業者の認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 61件(定期検査)、認定審査は(1)の内数に含まれる

3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化などの政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。

また、国や産業界からの要請など、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を、迅速かつ的確に行う。【重要度：高】【難易度：高】

(理由：新規分野の審査実施体制を構築し認定を実施するには、新たに技能評価・検証方法を検討し、認定審査に必要な技術専門家を確保する等の業務運営体制の確立が必要であり、これを迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)

【指標】

・ASNITE 認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 26件(認定審査)、57件(定期検査)

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令(工業標準化法、相互承認実施法、電気用品安全法等の製品安全4法)に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 工業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング(JIS 試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(「相互承認実施法」という。)に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。
- イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(「製品安全4法」という。)に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実

施件数並びに JIS 試買検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 18 件(調査)、1 件(立入検査)、7 件(JIS 試買検査)

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。
- イ 機構内部の職員及び外部の技術専門家などを対象とした審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保し、各種スキルアップ研修等により審査員の能力向上を図るとともに、認定機関職員に対する人材育成を実施することにより、認定機関として必要な能力の向上を図る。
- ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。

(3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認協定の署名地位を維持するとともに、認定に係る国際標準の改正に伴う国内外の委員会活動に参画し、認定体制の速やかな整備・見直しに活かす。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)、国際試験所認定協力機構(ILAC)、太平洋認定協力機構(PAC)及び国際認定フォーラム(IAF)に係る国際相互承認協定の署名地位を維持するとともに、委員会活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APLAC、PAC への国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認の運営に参画する。
- イ ISO/IEC 17011(適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に伴う国内外の委員会活動を通じ、国際・国家標準化に貢献することにより、国内の認定体制の速やかな整備・見直しに活かす。

(4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。
- イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。
- ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、バイオテクノロジー分野のバイオバンクの取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。
- エ 認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を設置し、認定・認証に対する理解と利用の促進を図る。

I-5. 国際評価技術分野

日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)及び標準化官民戦略(平成26年5月15日策定)に基づき、新たな戦略的技術分野において、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行う。

また、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、平成32年度までを目処に電気保安行政を技術的に支援する専門機関の整備に向けた必要な取組を実施する。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。【重要度:高】【難易度:高】

(理由:大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、市場がこれから形成される領域である。こうした領域について日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所の運用、認証機関の外部試験機関として活用されるための連携・調整、具体的な試験・評価手法が定まっていない大型蓄電池システムの試験を安全に実施するための対策、安全性等を評価できる人員の確保や専門性の向上、試験ノウハウの蓄積等への対応が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。)

また、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度:高】

(理由:国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。)

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

(1) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施

ア 国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運営するために、品質マニュアル、規程文書等に基づく試験装置等の校正

や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を継続的に行う。

イ 外部から依頼された試験を的確に実施する。

【指標】

・試験評価実施件数(外部からの依頼に基づき全数を実施)

ウ 試験評価拠点をより多くの事業者にも活用してもらうための普及啓発活動を実施する。また、事業者訪問を通じて要望、ニーズを把握し、試験サービスの充実、改善につなげる。

エ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携を実施する。

(2)国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献

ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム(日本提案で設置))WG5(安全)の国内外委員会や、IEC/TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、それぞれの国際標準化に貢献する。

イ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」とこととされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するため、認証機関との協力体制を構築する。

2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援

経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、引き続き、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

(1)国際標準化の取組への協力

ア ファインバブルの国際標準化を目指して、その測定方法や試験手順を取りまとめ、民間の業界団体に提供する。

イ ファインバブルの国際標準化を検討している ISO /TC 281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に対してファインバブルの測定方法等に関する技術上の情報提供を行い、国際標準原案策定に貢献する。また、バイオテクノロジー分野が有するバイオテクノロジーに関する知見も活用する。

(2) 民間による認証体制構築の支援

民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築に協力する。

(3)外部との連携

外部機関との連携を実施する。

3. 電気保安技術支援業務

電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

(1) 事故情報の整理・分析

事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省に報告する。

(2) 事故情報システムの要件検討等

機構における事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう、平成 32 年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベースの本格運用を開始する。平成 29 年度においては、平成 30 年度からシステム構築を開始することができるよう、システム要件について調査・検討を行う。

(3) 技術支援機関としての体制整備

産業構造審議会保安分科会において、機構は事故分析機能等を通じハード面の安全性に係る技術的検討の総合調整機能の役割を担うことが期待されたことも踏まえて、経済産業省に対する支援の検討を、電気保安に関連する国内外の情報収集及び電気保安行政を技術的に支援する専門機関としての体制整備を行いつつ実施し、順次可能な支援を行う。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化（総額では前年度比 1.3%の効率化に相当）を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

【運営費交付金の見積りについて】

運営費交付金要求額については、平成 30 年度以降においても業務の効率化を図りつつ、その時々々の状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

$$\text{交付金額 } G_i = [((A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta + (A_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_a + \delta_a(i)] + [((B_b(i-1) - \delta_b(i-1)) \times \beta + (B_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_b \times \gamma + \delta_b(i)] - [\varepsilon(i)]$$

（係数等の説明）

- ・ G : 交付金額（ i は年度）
- ・ $A_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・ $A_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分
- ・ $B_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・ $B_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ α_a （一般管理費効率化係数）： 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ α_b （業務経費効率化係数）： 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ β （消費者物価指数）： 前年度における実績値を使用する。
- ・ γ （政策係数）： 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・ $\delta_a(i)$ 、 $\delta_b(i)$ については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。
- ・ $\varepsilon(i)$: 当該年度における利息収入等の見込額

- ・ ㇿ（人件費調整係数）：人事院勧告による給与改定分を反映する。

注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 業務の電子化

平成 28 年度に見直しを行い策定した業務・システム最適化計画に基づき、次期 NITE-LAN システム（機構の共通基盤情報システム）の調達手続を開始する。これにあたっては公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月閣議決定）の手続に則って行う。

また、電子決裁など業務の電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。

さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア NITE-LAN システムについては、平成 28 年度に見直しを行い策定した業務・システム最適化計画等を踏まえ、その調達を公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月閣議決定）に則って推進する。
- イ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。
- ウ 情報システムの構築・改修に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。
- エ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、電子決裁及び業務のペーパーレス化を推進する。

【指標】

- ・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率(99%)
- ・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間(3 営業日以内(繁忙期を除く))

Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方について検証し、経営努力により、健全な財務内容を維持する。

具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

※やむを得ない事情として想定される理由

- ・運営費交付金の交付の遅延
- ・受託業務に係る経費の暫定立替え

<<別表1>> 予算

<<別表2>> 収支計画

<<別表3>> 資金計画

IV. 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額: 2,100,000,000 円
- ・想定される理由:
 - 運営費交付金の受入れの遅延
 - 受託業務に係る経費の暫定立替え

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII.その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。
また、保有する施設・設備について、中・長期の営繕計画を策定する。

(施設の内容)

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

(当初予定額)

635,669 千円

(財源)

施設整備費補助金

2. 組織・人事に関する計画

(1)組織に関する計画

社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、機構内部の分野間の連携や機構外部との連携を一層推進するとともに、中長期的観点に立ち計画性を持った業務実施に努める。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。

また、イントラを活用した各分野の成果の共有化など機構内広報を積極的に行うなど、分野・支所等の連携を活性化する取組を行う。

なお、平成 29 年度は分野間の重点連携領域として以下を取り組む。

- ・製品使用、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析への取組(製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野)
- ・長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組(化学物質管理分野、製品安全分野)
- ・バイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化に向けた取組(バイオテクノロジー分野、適合性認定分野)
- ・ファインバブルの応用に関連した国際規格化への取組(国際評価技術分野、バイオテクノロジー分野) 等

さらに、外部機関との連携を一層推進し、外部の情報、技術等の活用を図り、社会や産業界へより有効なサービスを提供する。

イ イノベーションへの貢献や連携等を含む中長期的な機構の方向性を踏まえ、今後のアクションプランを検討し平成 30 年度の事業計画への反映を図る。

(2) 人事に関する計画

専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応するために、多様な人材の確保や、外部機関との積極的な人事交流、能力開発研修や適正配置等を積極的に推進する。また、業務への取組に対する意識の向上を図る。
- イ 人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。
- ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や育児休業の取得等職員の働きやすい環境づくりに努めるとともに、職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を推進するため、必要な制度等の整備を進める。

3. 積立金の処分に関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

4. その他機構の業務運営に関する事項

(1) 内部統制

機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。

万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア ICT(※)への対応を含めリスク評価と対応及び内部統制を推進する。また、内部統制における独立的・中立的モニタリングとして、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。

(※ ICT: Information and Communications Technology(情報通信技術)のこと。)

- イ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。
- ウ 理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容等について日常的な議論と共有を確保するため、運営会議(各センター等の次長以上の幹部会)、理事長ヒアリング(理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議)等を定期的に行う。
- エ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。
- オ 基本理念と行動指針を念頭に置き、機構内の各組織による自発的な自己点検、棚卸し等の取組を通じて、リスク管理や内部統制を推進する。

(2)情報セキュリティ対策

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 29 年度は重点的に次の対策に取り組む。

- ①サイバーセキュリティ基本法(平成 28 年 4 月 22 日 改正)によるサイバーセキュリティに対する行政機関等の総合的強化のための対策を受けて、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)が行うサイバーセキュリティ対策を強化するための監査等への対応を行うとともに、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策など必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなどにおいては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行うなど、役職員(派遣職員、外部調査員等を含む)の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議、NISC 等と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。また、NISCが行う監査等に対応し、必要に応じて機構

の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。

さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。

- イ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。

また、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練の実施によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

(3)情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては理解度に合わせ、e ラーニング等による更なる指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定について電子起案を活用し迅速に行う。

- イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。

- ウ 情報公開及び個人情報保護に関して役職員への個人情報保護に関しては理解度に合わせ、e ラーニング等による研修を実施する。

(4)保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性につい

て厳正に検証する。

- イ 知的財産権について、登録等の必要性を検証するとともにすでに保有するものについても必要に応じて保有の必要性を検証するなど適正な管理を行う。
- ウ 環境物品の調達を円滑にするための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。

(5)安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、職員の安全を確保する。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 必要な施設の営繕を適切に行う。
- イ 職員等から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。
- ウ 防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、職員の防災への意識向上と、緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。

(6)広報、情報提供の推進

機構の各分野の業務活動の成果を、広く国民・社会が活用できるように、わかりやすさに配慮しつつ情報提供を推進する。

【指標】

- ・国民・社会に対する情報提供件数(450 件。なお、ソーシャルメディアの活用や分野間連携を活かした情報提供にも努める。)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、パンフレット・リーフレットの配布、機構施設の一般公開、小中高及び大学生に向けた教育・情報提供、市民講座、施設見学や報告会等の取組を実施するなどの手法による情報提供を推進する。
- イ ホームページやソーシャルメディア、メールマガジン等の ICT ツールの活用を拡大し、さらに広い対象者に対する情報提供を行う。

※ 本事業計画における重要度、優先度の設定について、法律の執行及び執行支援業務は機構の本来業務であり、等しく重要かつ優先的に実施すべきものであることから、重要度、優先度を設定することはしない。

<<別表1>> 予算

平成29年度予算

(単位：千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金額
収入							
運営費交付金	1,675,546	1,134,540	1,592,310	952,779	576,877	995,206	6,927,258
施設整備費補助金	—	—	—	—	—	—	—
受託収入	—	62,525	150,138	—	—	—	212,663
うち国からの受託収入	—	62,525	148,518	—	—	—	211,043
うちその他からの受託収入	—	—	1,620	—	—	—	1,620
その他収入	800	11,094	106,530	158,443	30,500	—	307,367
計	1,676,346	1,208,159	1,848,978	1,111,222	607,377	995,206	7,447,288
支出							
業務経費	1,676,346	1,145,634	1,698,840	1,111,222	607,377	—	6,239,419
施設整備費	—	—	—	—	—	—	—
受託経費	—	62,525	150,138	—	—	—	212,663
一般管理費	—	—	—	—	—	995,206	995,206
計	1,676,346	1,208,159	1,848,978	1,111,222	607,377	995,206	7,447,288

[人件費の見積り] 期間中総額2,780百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

<<別表2>> 収支計画

平成 29 年度収支計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
費用の部	1,942,329	1,287,432	2,058,876	1,155,146	623,662	1,031,361	8,098,806
経常費用	1,942,329	1,287,432	2,058,876	1,155,146	623,662	1,031,361	8,098,806
業務経費	1,664,288	1,143,520	1,656,461	1,100,770	562,196	—	6,127,235
受託経費	—	62,525	150,138	—	—	—	212,663
一般管理費	—	—	—	—	—	994,124	994,124
減価償却費	275,553	79,273	249,334	52,924	60,785	36,155	754,024
財務費用(利息)	2,488	2,114	2,943	1,452	681	1,082	10,760
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,942,329	1,287,432	2,058,876	1,155,146	623,662	1,031,361	8,098,806
経常収益	1,942,329	1,287,432	2,058,876	1,155,146	623,662	1,031,361	8,098,806
運営費交付金収益	1,665,976	1,134,540	1,552,874	943,779	532,377	995,206	6,824,752
受託収入	—	62,525	150,138	—	—	—	212,663
手数料収入	800	11,094	106,530	158,443	30,500	—	307,367
資産見返負債戻入	275,553	79,273	249,334	52,924	60,785	36,155	754,024
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

<<別表3>> 資金計画

平成29年度資金計画

(単位：千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金額
資金支出	1,841,266	1,270,115	2,155,308	1,160,946	614,246	1,041,076	8,082,957
業務活動による支出	1,589,989	1,147,890	1,727,356	1,057,699	541,090	962,137	7,026,161
投資活動による支出	175,461	62,072	347,253	59,007	52,402	45,980	742,175
財務活動による支出	75,816	60,153	80,699	44,240	20,754	32,959	314,621
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,841,266	1,270,115	2,155,308	1,160,946	614,246	1,041,076	8,082,957
業務活動による収入	1,676,346	1,208,159	1,848,978	1,111,222	607,377	995,206	7,447,288
運営費交付金による収入	1,675,546	1,134,540	1,592,310	952,779	576,877	995,206	6,927,258
受託収入	—	62,525	150,138	—	—	—	212,663
その他の収入	800	11,094	106,530	158,443	30,500	—	307,367
投資活動による収入	164,920	61,956	306,330	49,724	6,869	45,870	635,669
施設費による収入	164,920	61,956	306,330	49,724	6,869	45,870	635,669
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—